

豊橋市化製場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号。以下「法」という。)、化製場等に関する法律施行令(昭和31年政令第285号)及び化製場等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第30号)の施行に関する事項を定めるものとする。

(死亡獣畜取扱場以外の施設等における死亡獣畜の解体等の許可の申請)

第2条 法第2条第2項ただし書の許可を受けようとする者は、死亡獣畜取扱場外解体等許可申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

- (1) 解体し、埋却し、又は焼却しようとする場所の周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面
- (2) 死亡獣畜に関する獣医師の死亡診断書又は死体検案書

(化製場等の設置の許可の申請)

第3条 法第3条第1項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設(以下「化製場等」という。)の設置の許可を受けようとする者は、化製場等設置許可申請書(様式第2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 化製場等の配置図
- (2) 化製場等の構造設備を明らかにした図面
- (3) 化製場等の周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面
- (4) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
(一部改正〔平成17年規則28号〕)

(構造設備の変更の届出)

第4条 法第3条第2項(法第8条において準用する場合を含む。)の規定により化製場等の構造設備を変更しようとする者は、化製場等構造設備変更届(様式第3)に変更後の施設(埋却を行う死亡獣畜取扱場にあっては、その区域)の構造設備の状況を明らかにした図面(死亡獣畜の埋却を行う区域の変更にあっては、当該区域の周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面)を添えて、市長に届け出なければならない。

(設置許可申請書の記載事項の変更の届出)

第5条 化製場等の設置者は、第3条の申請書に記載した事項(構造設備に係るものを除く。)を変更したときは、その日から10日以内に化製場等設置許可申請書記載事項変更届(様式第4)により、市長に届け出なければならない。

(設置の許可を与えない場所)

第6条 法第4条第3号(法第8条において準用する場合を含む。)の市長が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 低温、かつ、排水の不十分な場所
- (2) 学校、公園、病院その他公衆が集合する施設の周囲並びに国道及び県道の各一側並びに河川、水流等の各一岸から100メートル以内の場所

第7条 削除

(削除〔平成14年規則70号〕)

(死亡獣畜の解体等の届出)

第8条 死亡獣畜取扱場の設置者(管理者を設けたときは、管理者)は、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却しようとするときは、死亡獣畜解体等届(様式第5)に当該死亡獣畜に関する獣医師の死亡診断書又は死体検案書を添えて、市長に届け出なければならない。

(経営の停止等の届出)

第9条 化製場等の設置者は、化製場等の経営を停止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に化製場等経営停止・廃止届(様式第6)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出が経営の廃止によるものであるときは、同項の届出書には、化製場等設置許可書を添付しなければならない。

(動物の飼養又は収容の許可を要する区域の指定)

第10条 法第9条第1項の市長が指定する区域は、別表のとおりとする。

(動物の飼養又は収容の許可の申請)

第11条 法第9条第1項の規定により動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、動物飼養・収容許可申請書(様式第7)に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

- (1) 施設の配置図
- (2) 施設の構造設備を明らかにした図面
- (3) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

(動物の種類及び数等の届出)

第12条 法第9条第4項の規定により、動物の種類及び数等の届出をしようとする者は、動物飼養・収容届(様式第8)に前条各号に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(動物の飼養又は収容の施設の構造設備の変更の届出)

第13条 法第9条第1項又は第4項の規定により動物を飼養し、又は収容している者は、その施設の構造設備を変更して動物を飼養し、又は収容しようとするときは、動物飼養・収容施設構造設備変更届(様式第9)に変更後の第11条第1号及び第2号に掲げる書類を添えて、保健所長に届け出なければならない。

(動物の飼養又は収容の許可申請書等の記載事項の変更の届出)

第14条 法第9条第1項又は第4項の規定により動物を飼養し、又は収容している者は、第11条の申請書又は第12条の届出書に記載した事項(構造設備に係るもの)を除く。)を変更したときは、その日から10日以内に、動物飼養・収容許可申請書等記載事項変更届(様式第10)により、保健所長に届け出なければならない。

(動物の飼養又は収容の停止等の届出)

第15条 法第9条第1項又は第4項の規定により動物を飼養し、又は収容している者は、動物の飼養又は収容を停止し、又は廃止したときは、その日から10日以内に動物飼養・収容停止・廃止届(様式第11)により、保健所長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年11月15日規則第103号)

この規則は、豊橋牟呂土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則(平成14年12月19日規則第70号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第28号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、(中略)第9条(中略)の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

別表(第10条関係)

飽海町、曙町、明海町、朝丘町、旭本町、旭町、東田町、東田中郷町、東田仲の町、吾妻町、池見町、市場一丁目、一色町、井原町、今橋町、飯村町、入船町、岩屋町、上地町、上野町、魚町、牛川通一丁目、牛川通二丁目、牛川通三丁目、牛川通四丁目、牛川通五丁目、牛川薬師町、内張町、梅敷西町、駅前大通一丁目、駅前大通二丁目、駅前大通三丁目、江島町、老松町、往完町、大井町、大手町、大橋通一丁目、大橋通二丁目、大橋通三丁目、王ヶ崎町、鍵田町、鍛治町、春日町一丁目、春日町二丁目、曲尺手町、上伝馬町、神ノ輪町、鴨田町、萱町、瓦町、瓦町通一丁目、瓦町通二丁目、北岩田一丁目、北岩田二丁目、北丘町、北側町、北島町、北山町、絹田町、草間町、小池町、小畠町、小浜町、小松町、小向町、菰口町、菰口町一丁目、菰口町二丁目、菰口町三丁目、菰口町四丁目、菰口町五丁目、菰口町六丁目、吳服町、西郷町、栄町、佐藤町、三本木町、潮崎町、東雲町、下地町一丁目、下地町二丁目、下地町三丁目、下地町四丁目、下地町五丁目、白河町、城山町、新川町、新栄町、新西浜町、新本町、神明町、新吉町、神野ふ頭町、住吉町、関屋町、高師石塚町、高師町、高師本郷町、忠興一丁目、忠興二丁目、忠興三丁目、立花町、多米中町一丁目、多米中町二丁目、多米中町三丁目、多米中町四丁目、多米西町一丁目、多米西町二丁目、多米西町三丁目、多米東町一丁目、多米東町二丁目、多米東町三丁目、大国町、談合町、築地町、伝馬町、東光町、東郷町、富本町、豊岡町、間屋町、堂浦町、堂坂町、中岩田一丁目、中岩田二丁目、中岩田三丁目、中岩田四丁目、中岩田五丁目、中岩田六丁目、中郷町、中柴町、中世古町、仲ノ町、中橋良町、中浜町、中松山町、浪ノ上町、西岩田一丁目、西岩田二丁目、西岩田三丁目、西岩田四丁目、西岩田五丁目、西岩田六丁目、西小鷹野一丁目、西小鷹野二丁目、西小鷹野三丁目、西小鷹野四丁目、西小田原町、錦町、西口町、西小池町、西新町、西高師町、西橋良町、西羽田町、西松山町、仁連木町、野黒町、野田町、橋良町、柱一番町、柱二番町、柱三番町、柱四番町、柱五番町、柱六番町、柱七番町、柱八番町、柱九番町、羽田町、八町通一丁目、八町通二丁目、八町通三丁目、八町通四丁目、八町通五丁目、花園町、花田町、花田一番町、花田二番町、花田三番町、花中町、羽根井町、羽根井西町、羽根井本町、東岩田一丁目、東岩田二丁目、東岩田三丁目、東岩田四丁目、東小鷹野一丁目、東小鷹野二丁目、東小鷹野三丁目、東小鷹野四丁目、東小田原町、東小池町、東小浜町、東新町、東橋良町、東松山町、東幸町、東森岡一丁目、東森岡二丁目、東脇一丁目、東脇二丁目、東脇三丁目、東脇四丁目、平川町、平川本町一丁目、平川本町二丁目、平川本町三丁目、平川南町、広小路一丁目、広小路二丁目、広小路三丁目、福岡町、藤沢町、富士見台一丁目、富士見台二丁目、富

士見台三丁目、富士見台四丁目、富士見台五丁目、富士見台六丁目、札木町、舟原町、船町、前田町、前田町一丁目、前田町二丁目、前畠町、牧野町、町畠町、松井町、松葉町一丁目、松葉町二丁目、松葉町三丁目、松村町、馬見塚町、御園町、三ツ相町、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、湊町、南旭町、南牛川一丁目、南牛川二丁目、南瓦町、南小池町、南栄町、南島一丁目、南島二丁目、南松山町、三ノ輪町、三ノ輪町一丁目、三ノ輪町二丁目、三ノ輪町三丁目、三ノ輪町四丁目、三ノ輪町五丁目、宮下町、向山大池町、向山台町、向山町、向山西町、向山東町、向草間町、森岡町、柳生町、八通町、山田町、山田一番町、山田二番町、山田三番町、弥生町、有楽町、吉川町、神野西町一丁目、野依台一丁目、野依台二丁目、飯村北一丁目、飯村北二丁目、飯村北三丁目、飯村北四丁目、飯村北五丁目、飯村南一丁目、飯村南二丁目、飯村南三丁目、飯村北南四丁目、飯村南五丁目、佐藤一丁目、佐藤二丁目、佐藤三丁目、佐藤四丁目、佐藤五丁目、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、前田中町、前田南町一丁目、前田南町二丁目、牟呂市場町、牟呂大西町、牟呂公文町、牟呂水神町、牟呂外神町、牟呂中村町

青竹町のうち字八間西

芦原町のうち字芦原、字西上

石巻町のうち字野田

石巻本町のうち字森屋敷

岩崎町のうち字川添、字宮前

岩田町のうち字池南、字居村、字北郷中

植田町のうち字一本木、字大池、字西新切、字西山田、字蛤沢

牛川町のうち字洗島、字池下、字北台、字郷道、字郷中、字西郷、字田中、字田ノ上、字寺前、字中郷、字浪ノ上、字西側、字乘小路、字東側、字東仲田、字松下、字道上、字南台、字薬師前

梅藪町のうち字老松、字折地、字上屋敷、字西神、字西浦、字浜田、字元屋敷、字屋敷、瓜郷町のうち字一新替、字改正、字高道、字前川、字寄道

大岩町のうち字荒古、字岩田、字行田、字小山塚、字北田、字北元屋敷、字久保田、字車田、字黒下、字境目、字沢渡、字下渡、字菅池、字高足道、字反茂、字佃、字西郷内、字東郷内、字東畑、字本郷、字前田、字曲松、字南町裏、字南元屋敷、

大清水町のうち字大清水

大村町のうち字大賀里、字於泥、字桜島、字高之城、字橋元、字大野前、字山所

大脇町のうち字大脇

駒形町のうち字丸山

下五井町のうち字捨田、字茶屋前

下地町のうち字宇田、字大塙、字門、字上小菅、字神田、字北村、字操穴、字五貫、字境田、字塩田、字城谷、字新道、字瀬上、字高畦、字天神、字豊麻、字豊岸、字中小菅、字長池、字西、字西門、字野箱、字橋口、字刎田、字堀谷、字前川、字前田、字緑、字宮腰、字宮前、字麦原、字柳目、字横山、字四ツ屋、字寄道、字若宮

神野新田町のうち字イノ割、字ロノ割、字ハノ割、字ニノ割、字ホノ割、字ヘノ割、字トノ割、字チノ割、字リノ割、字ヌノ割、字ルノ割、字ヲノ割、字ワノ割、字カノ割、字ヨノ割、字タノ割、

嵩山町のうち字下角庵

高洲町のうち字高洲、字長弦

多米町のうち字沢尻、字蟬川、字滝ノ谷、字坪尻、字寺門、字野中

天伯町のうち字高田山、字雲雀ヶ丘

西幸町のうち字笠松、字浜池、字幸

野依町のうち字落合

浜道町のうち字管石、字北側、字桜、字藪合

原町のうち字下西ノ谷、字地蔵免、字南山、字明神

日色野町のうち字新切

二川町のうち字川田、字北裏、字新橋町、字道賢田、字中町、字西向山、字崩池、字東町、字東向山、字南裏、字四畝町

前芝町のうち字青木、字稻場、字字塚、字北堤、字塩田、字堤上、字堤下、字西、字西青、字西塩、字西堤、字西鶴、字浜新田、字東、字東塩、字東堤、字東鶴、字山内

三弥町のうち字中原、字元屋敷

牟呂町のうち字一本木、字井ノ瀬、字扇田、字郷社、字郷社西、字境松、字坂津、字水神、字大師孝、字外神、字中西、字八王子、字松崎、字三ツ山、字行合前、字若宮

横須賀町のうち字組替

様式第1(第2条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第1 (第2条関係)

死亡獣畜取扱場外解体等許可申請書

年 月 日

豊橋市保健所長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

(法人にあっては、名)
(称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり死亡獣畜を解体・埋却・焼却したいので、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定により申請します。

死 亡 獣 畜	種 類			
	性 別	<input type="checkbox"/> おす <input type="checkbox"/> めす	頭 数	
	死亡年月日	年 月 日		
	処理予定日時	年 月 日 時		
	処理の予定場所			
	処理の方法			
	申請の理由			

添付書類

- 1 解体(埋却、焼却)しようとする場所の周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面
- 2 死亡獣畜に関する獣医師の死亡診断書又は死体検案書

様式第2(第3条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第2 (第3条関係)

化製場等設置許可申請書

年 月 日

豊橋市長様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

(法人にあっては、名)
(称及び代表者氏名)
電話番号

次のとおり化製場等を設置したいので、化製場等に関する法律第3条第1項の規定により申請します。

化製場等	名 称			
	所 在 地			
管 理 者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
化 製 場 等 の 区 分	<input type="checkbox"/> 化 製 場 <input type="checkbox"/> 死亡獣畜取扱場 <input type="checkbox"/> 法第8条準用施設	死亡獣畜取扱場 の 場 合 の 種 類	<input type="checkbox"/> 解 <input type="checkbox"/> 埋 <input type="checkbox"/> 焼	体 却 却
施設の構造設備（埋却を行う死亡獣畜取扱場の場合は、その区域）の概要				
化製場又 は法第8 条準用施 設の場合	製 品 種 目			
	取 扱 原 料 の 種 目			
	処 理 方 法			

添付書類

- 1 化製場等の配置図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、隔壁の種類及び位置並びに施設の位置）
- 2 化製場等の施設の構造設備（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあっては、その区域）の状況を明らかにした図面
- 3 化製場等の周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面
- 4 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

様式第3(第4条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第3（第4条関係）

化製場等構造設備変更届

年 月 日

豊橋市長様

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

（法人にあっては、名）

（称及び代表者氏名）

電話番号

化 製 場 構造設備
次のとおり死亡獣畜取扱場の構造設備を変更したいので、化製場等に関する
法第8条に規定する施設

法律第3条第2項の規定により届け出ます。

化製場等	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号	
変 更 事 項		
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		
変更後の施設（埋却を行う死亡獣畜取扱場の場合は、区域）の概要		

添付書類

- 1 変更後の施設（埋却を行う死亡獣畜取扱場にあっては、その区域）の構造設備の状況を明らかにした図面
- 2 死亡獣畜の埋却を行う区域の変更にあっては、当該区域の周囲100メートル以内の状況を明らかにした図面

様式第4(第5条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第4（第5条関係）

化製場等設置許可申請書記載事項変更届

年 月 日

豊橋市長様

届出者 住 所

ふ り が な
氏 名

（法人にあっては、名）
（称及び代表者氏名）

電話番号

化 製 場

次のとおり死 亡 獣 喰 取 扱 場 の設置許可申請書の記載事項を変更したので、豊
法第8条に規定する施設

橋市化製場等に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

化製場等	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号	
変 更 事 項		
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		

様式第5(第8条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第5（第8条関係）

死 亡 獣 善 解 体 等 届

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所

ふ り が な
氏 名

（法人にあっては、名）
（称及び代表者氏名）

電話番号

解体

次のとおり死亡獣畜を埋却したいので、豊橋市化製場等に関する法律施行細則第8条
焼却

の規定により届け出ます。

死 亡 獣 畜	種 類			
	性 別	<input type="checkbox"/> おす <input type="checkbox"/> めす	頭 数	
	死亡年月日	年 月 日		
解体等予定日時		年 月 日 時		
死 取 亡 扱 獣 畜 場	名 称			
	所 在 地			

添付書類

獣畜に関する獣医師の死亡診断書又は死体検査書

様式第6（第9条関係）

（一部改正〔令和2年規則75号〕）

様式第6（第9条関係）

化 製 場 等 経 営 停 止 届
廃 止

年 月 日

豊橋市長様

届出者 住 所

ふ り が な
氏 名

（法人にあっては、名）
(称及び代表者氏名)

電話番号

化 製 場
次のとおり死 亡 獣 畜 取 扱 場 の 経 営 を 停 止 し た の で 、 豊 橋 市 化 製 場 等 に 関 す る
法 第 8 条 に 規 定 す る 施 設

法律施行細則第9条の規定により届け出ます。

化製場等	名 称	
	所 在 地	
許可年月日及び番号	年 月 日	・ 第 号
経営を一部停止した場合は、その内容		
廃 止 年 月 日 又 は 停 止 期 間	年 月 日	(～ 年 月 日)
停止又は廃止の理由		

添付書類

経営を廃止した場合は、設置許可書

様式第7(第11条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第7 (第11条関係)

動物飼養・収容許可申請書

年 月 日

豊橋市保健所長 様

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

(法人にあっては、名)
(称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり動物を飼養したいので、化製場等に関する法律第9条第1項の規定により
申請します。

施設の所在地				
管理者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
動物	種類			
	頭数			
施設の構造 設備の概要				

添付書類

- 1 施設の配置図
- 2 施設の構造設備を明らかにした図面
- 3 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

様式第8(第12条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第8（第12条関係）

動物飼養・収容届

年 月 日

豊橋市保健所長様

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

（法人にあっては、名）
(称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり動物を飼養しているので、化製場等に関する法律第9条第4項の規定により届け出ます。

施設の所在地				
管理者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
動物	種 類			
	頭 数			
施設の設置年月日		年 月 日		
施設の構造 設備の概要				

添付書類

- 1 施設の配置図
- 2 施設の構造設備を明らかにした図面
- 3 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

様式第9（第13条関係）

（一部改正〔令和2年規則75号〕）

様式第9（第13条関係）

動物飼養・収容施設構造設備変更届

年 月 日

豊橋市保健所長様

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

（法人にあっては、名）
（称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり動物の飼養収容のための施設の構造設備を変更するので、豊橋市化製場等に関する法律施行細則第13条の規定により届け出ます。

施設の所在地			
許可年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号		
動物の種類及び頭数	変 更 前	変 更 後	
種 類			
頭 数			
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 理 由			
施設の構造設備の概要			

添付書類

- 1 変更後の施設の配置図
- 2 変更後の施設の構造設備を明らかにした図面

様式第10(第14条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第10（第14条関係）

動物飼養・収容許可申請書等記載事項変更届

年　月　日

豊橋市保健所長様

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

（法人にあっては、名）
（称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり動物の飼養の許可申請書の記載事項を変更したので、豊橋市化製場等に関する法律施行細則第14条の規定により届け出ます。

施設の所在地		
許可年月日 及び番号		年　月　日・第　　号
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年　月　日
変更理由		

様式第11(第15条関係)

(一部改正〔令和2年規則75号〕)

様式第11 (第15条関係)

動物飼養・収容停止届
廃止

年 月 日

豊橋市保健所長様

届出者 住 所

ふりがな
氏 名

(法人にあっては、名)
(称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり動物の飼養停止したので、豊橋市化製場等に関する法律施行細則第15条の規定により届け出ます。

施設の所在地	
許可年月日及び番号	年 月 日 ・ 第 号
廃止年月日 又は停止期間	年 月 日 (～ 年 月 日)
廃止又は停止の理由	